ASBJ 企業会計基準委員会　SSBJ サステナビリティ基準委員会
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル20階
TEL.03-5510-2711　URL https://www.asb-j.jp/jp/
URL https://www.ssb-j.jp/jp/

（参　考　訳）

2025 年 3 月 28 日

IFRS 財団　御中

IFRS財団公開草案「IFRS財団『デュー・プロセス・ハンドブック』の修正案」に対するコメント

1. 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）及びサステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」又は「我々」という。）は、2024 年 12 月に公表された IFRS 財団の公開草案「IFRS 財団『デュー・プロセス・ハンドブック』の修正案」（以下「本公開草案」という。）に対して我々のコメントを提供する機会を歓迎する。

2. 我々は、デュー・プロセス・ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の創設を反映する修正案について、概ね賛成する。なぜなら、我々の理解では IFRS 財団（以下「財団」という。）が導入しているデュー・プロセスに従うことが、財団の下に ISSB が設立された主な理由の 1 つであったためである。しかし、以下に説明するように、我々は、修正案について複数の懸念を有している。

（適用後レビュー）

適用後レビュー（PIR）に関する要求事項の明確化

3. 本公開草案は、PIR プロセスを開始すべき時期について、現行のハンドブックで規定されているように、適用後 2 年を経過してからではなく、新しい要求事項の影響を評価するのに十分な情報が利用可能になった時点で開始すべきであることを明確にすることを提案している。

4. PIR を開始するのに十分な情報を入手するのに要する時間は状況によって異なるため、我々は、この提案により財団が国際会計基準審議会（IASB）又は ISSB（以下両者をあわせて「両審議会」という。）が、適用されるデュー・プロセスの要求事項に従って適時に PIR を開始したかどうかをモニタリングできるのか疑問に思う。したがって、我々は、ハンドブックにおいて、少なくとも両審議会が PIR を遅くともいつ開始しなければならないかを規定すべきであると提案する。

5. また、これまで PIR を実施してきた IASB の経験を考慮すると、我々は、IASB が PIR を開始するタイミングが遅くなるほど、その有効性は低下すると考えている。

6. 新たに導入された要求事項が一度適用されると、時間の経過とともに実務はより洗練されていく。確立された実務を変更するには、よりコストがかかることになる。なぜなら、自らの判断を再検討し、監査人と変更について協議し、システム及び内部統制に必要な変更を施すには、多大な時間と労力がかかるためである。その結果、IASB が PIR を開始するのが遅くなればなるほど、費用対効果の観点から既存の要求事項を修正する障壁が高くなる。

7. 我々は、最近の PIR について、IASB がより早い段階で PIR を開始していたならば、異なる結論に達していただろうと考えている。例えば、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）の導入過程において、幅広い利害関係者が多くの適用上の課題を識別した。IASB が IFRS 第 15 号の PIR プロセスをより早く開始していたならば、IFRS 第 15 号の PIR の「プロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメント」における、早急に対応する必要がある事項、又は、次回のアジェンダ協議の前に IASB のリサーチ・パイプライン若しくは IFRS 解釈指針委員会（IFRS-IC）のパイプラインに追加する必要がある事項について、IASB は識別しなかったとする結論とは異なる結論が出ていただろうと考えている。

PIR に追加する別途の対応の設定

8. 我々は、PIR についての懸念に対応するため、財団に対して、例えば関連する基準の発効日前に、公表された基準の識別された適用上の問題を適時に改善できるような追加のプロセスを導入することを強く要請する。

9. 例えば、米国財務会計基準審議会（FASB）には、「公表日後の適用モニタリング[1]」プロセスがある。また ASBJ 及び SSBJ にも「別途の対応」と呼ぶプロセスが存在し、我々は、基準の要求事項は明確であるものの、その適用に際して重大な課題がある場合には、基準の発効日前に、要求事項の改訂又はガイダンスの追加を検討する可能性があることを正式に利害関係者に通知している。

[1] FASB のウェブサイトによると、公表日後の適用モニタリング期間（及び発効日前）においては、「基準の適用開始に向けた利害関係者の準備をモニタリングし、適用ガイダンス及び教育的資料の開発と普及を行い、利害関係者団体とのコミュニケーション及びアウトリーチ活動を実施する」とある。

10. 我々は、財団がこれらの事例を考慮し、関連する基準の発効日前に、識別された適用上の問題や重大な課題に効果的に対処するための正式な追加のプロセスを導入すべきであると考える。我々は、両審議会は新基準の導入プロセスの進行中に要求事項の修正を適用することによる追加のコストについても考慮する必要があるため、このような追加のプロセスにおいて対処されるべき問題についての規準を設定し明確にすることが重要であると認識している。加えて、両審議会が PIR を遅くともいつまでに開始すべきかについて規定する際には、このような規準が考慮されるべきである。

（コネクティビティの反映）

11. コネクティビティを反映するための修正案について、我々は、両審議会が補完的な基準のセットを開発することが必要又は有用であることを理解している。

12. 同時に、我々は、IFRS サステナビリティ開示基準を、基準にとらわれない（GAAP-agnostic）基準として、すなわち、IFRS サステナビリティ開示基準を、IFRS 会計基準又はその他の一般に認められた会計原則若しくは実務（GAAP）に準拠して財務諸表を作成する企業が適用できるように開発するという ISSB の方針を高く評価している。

13. したがって、我々は、IFRS サステナビリティ開示基準に準拠して作成されたサステナビリティ関連財務開示が、一般に認められた会計原則又は実務（GAAP）に準拠して作成された財務諸表を補完できるほどの柔軟性を有する IFRS サステナビリティ開示基準を、ISSB が開発することが重要であり、財団はこの点をハンドブックにおいて明確にすべきであると考える。

（その他のハンドブックの拡充及び明確化の提案）

年次改善の要求事項の修正

14. 本公開草案は、軽微な改善のパッケージの範囲に、要求事項又は IFRS 基準に付随する資料を更新する軽微な又は狭い範囲の修正を含めることを提案している。さらに、本公開草案は、90 日間のコメント期間を維持することを提案している。

15. 我々は、年次改善に関する要求事項を修正し、要求事項又は IFRS 基準に付随する資料を更新する軽微な又は狭い範囲の修正も含むことを明記することには反対しない。しかし、年次改善の範囲が拡大される場合、次の理由により、90 日間のコメント期間は、世界中の利害関係者にとって十分な期間とは言えないと考えている。

(a) 重要な修正であっても、軽微な又は狭い範囲の修正であっても、両審議会の提案への回答者は、公開草案に対するフィードバックを提供するために同じプロセスを経る必要がある。そのようなプロセスには、通常、(ⅰ)法域内の利害関係者の提案及びその背景の理解を深めること、(ⅱ)提案の潜在的な影響を分析するためのアウトリーチを行うこと、及び(ⅲ)提案に対する見解について議論し、コメント・レターの草案を作成することが含まれる。

(b) 修正案が、性質上、軽微な又は狭い範囲のものであると考えられるとしても、これらの修正は既存の実務に重大な影響を及ぼしたり、意図しない結果を引き起こしたりする可能性がある。提案を公開する 1 つの理由は、提案が実際に軽微又は狭い範囲の性質のものであることを確認することである。

(c) 英語を第 1 言語としない法域においては、法域内の幅広い利害関係者が提案を理解し、それに対する意見を表明できるように、公開草案の提案を第 1 言語に翻訳するために追加的な時間が必要となる。

(d) 公開草案における提案が、単一のパッケージとして公開される提案の数に伴ってより長くなる可能性があることを考慮すると、軽微な改善のパッケージに対するフィードバックを提供するために必要となる時間が増加する可能性が高い。

16. したがって、我々は、財団に対して、軽微な改善のパッケージの公開草案について、他の公開草案と整合的に 120 日間のコメント期間を設定し、財団のデュー・プロセス監督委員会（DPOC）が要求事項の開発や修正を急ぐ必要があるなどの正当な理由に基づいて、より短いコメント期間を承認した場合にはこの限りでないとすることを提案する。

IFRS-IC のデュー・プロセスに関する提案

17. 我々の理解では、IFRS-IC のデュー・プロセスについては、2020 年のハンドブックの更新で変更が加えられているため、本公開草案においては根本的な変更は提案されていない。

18. 我々は、IFRS-IC のデュー・プロセスに関する提案には同意する。同時に、財団が以前に公表されたアジェンダ決定を修正又は撤回するためのデュー・プロセスについても明確化することを提案する。

公開資料のアクセシビリティに関する修正

19. 本公開草案は、両審議会及び IFRS-IC のすべての公開資料、DPOC の業務に関連する情報、すべての公開草案及び関連出版物、並びに解釈指針案について、財団のウェブサイトで公開する方法に関して、「freely」という単語を削除することを提案している。

20. 我々の理解では、「freely」という単語は、資料が「制限なし」で提供されることを意味していたものであり、これには「無償で」資料が提供されることも含まれていたであろうというものである。しかし、この単語の削除により、今後は資料が「無償で」は提供されないという印象を与える可能性がある。我々は、財団は、高品質の理解可能で強制可能な国際的に認められる一般目的財務報告に関する基準を開発するためには、幅広い利害関係者の関与が不可欠であるという見解を共有していると考えている。

21. したがって、我々は、基準開発のすべての段階を通じて関心のある利害関係者からの幅広い意見が反映されることを確保するために、財団は、このような資料が「無償で」利用可能であることをハンドブックにおいて明確にすべきだと考えている。

公式の協議に対する回答手段としてのアンケートの追加

22. 本公開草案は、アンケートがコメント・レターと同様に扱われることを提案している。しかし、我々は、次の理由によりこの提案には納得していない。

    (a) アンケートは個人であっても団体であってもより簡単に提出できる一方で、このようなアンケートは人気投票につながる可能性があり、両審議会が、提案に賛成又は反対するアンケートの数のみに単純に注目してしまう可能性が懸念される。我々は、回答そのものよりも回答の根拠を理解することの方がより重要であると考えている。

    (b) アンケートの質問は、両審議会が偏った結論を導くように作成される可能性がある。

テクニカル・スタッフ・ペーパーへのアクセス

23. 本公開草案は、審議会のメンバーが提案を検討及び評価するために十分な時間を確保するため、テクニカル・スタッフ・ペーパーを、議論が予定されている日の少なくとも 10 日前に配布することを提案している。

24. 我々は、両審議会が質の高い議論を行うためには、会議前にテクニカル・スタッフ・ペーパーにおける提案を評価し、意見形成を行う十分な時間を確保することが不可欠であると考えるため、この提案には賛成する。

25. さらに我々は、このようなルールは、他の公開会議にも適用されるべきであると考える。我々の見解では、会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）、サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）、及びその他の諮問グループの参加者についても、会議のために十分に準備し、建設的に議論に参加するために、テクニカル・スタッフ・ペーパーにおける提案を評価し、意見形成を行う十分な時間が必要であると考えている。したがって、我々は、ASAF、SSAF 及びその他の諮問グループの参加者にアジェンダ及びペーパーが配布される時期に関する要求事項（例えば、予定されている議論の 4 週間前など）についてもハンドブックに明記し、DPOC がこうした要求事項の遵守状況を継続してモニタリングすることを提案する。

26. 我々のコメントが、財団の今後の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西　安喜
企業会計基準委員会　委員長
サステナビリティ基準委員会　委員長

以　上